

🍎新規就農しました！

農業委員会だより

編集 農業委員会広報部会

第82号



たかぎ ゆうじ
高木 雄司さん
(横倉)

横倉の高木雄司さんをご紹介します。高木さんは昨年より親戚の畑を引き継いでりんご栽培をされています。長年に渡り親戚の農作業の手伝いをされてきたのでスムーズに就農できたそうです。

昨年の耕作面積は50aでしたが、今年はりんど25aとプラムを100a程度農地を借りて耕作し、近年の異常気象を踏まえた災害に強い生産を目指したいそうです。

まだひとり立ちして間もないですが皆さまにご指導いただき山ノ内町の農業生産の一翼を担えればと思っています。

(齊藤蝶次郎 農業委員)



こ ぎ い ゆう や
小古井 雄弥さん
とも こ
朋子さん
(佐野)

佐野の小古井雄弥さん、ご夫婦を紹介いたします。

就農前は大阪でパン屋さんにお勤めされていたらしいやいでしたが、現在はいえのき栽培とプラム栽培に励まれております。ご夫妻は、飲食業にも興味を持たれており、いずれは自分達で育てた農産物を提供した、農業と飲食業の二刀流にチャレンジしたいとのことでした。

小古井さんご夫妻のこれからの活躍を期待しています。

(富澤博文 推進委員)

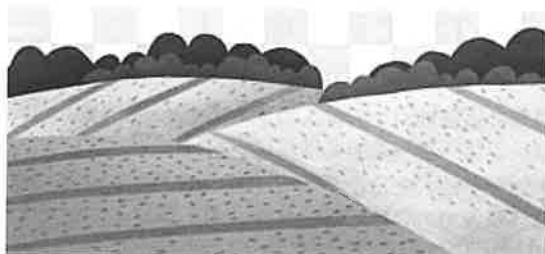
第15回ブラッシュアップ品評会 りんごの部(サンふじ)

賞	氏名	地区
最優秀賞	竹節 政人さん	吉沢
優秀賞	山戸 敬太さん	箱山
優良賞	山口 創太さん	金倉
審査員賞	成澤 泰志さん	吉沢
新人賞	山戸 敬太さん	箱山

地域計画策定について

山ノ内町では国の農業経営基盤強化促進法に定められた農地の地域計画の策定について、地域の皆様の話し合いの結果を踏まえ、計画案を作成して公表いたします。

公表した計画案について更に意見を聞いて3月までに計画の策定となる予定です。



農業委員会 可決案件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
農 地 法 第3条	売 買	4	2	1	2	3	1	1	2	
	賃 借					1		2		
	贈 与	2	1		2		1			2
農 地 法 第5条	賃 借									
	使用賃借									
	売 買				1	2		1		
※注) 農業経営 基盤強化促進法 第18条第1項	賃 借	17	10	11	6	3		2	4	2
	使用賃借		2	7	1				2	
	売 買						1		1	1

※注) 法改正され農業委員会の可決案件ではありませんが、農業委員会の承認案件のため掲載しました。

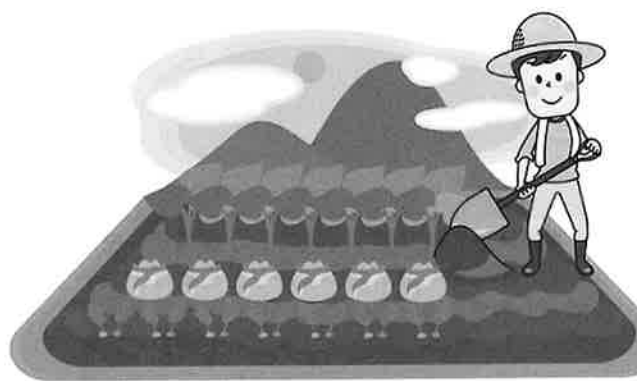
農地の賃借の手続きについて

国の法改正により、今までの利用権設定（相対）手続きによる農地の賃借が廃止され、令和7年4月から「農地中間管理事業」に一本化となります。

今後の賃借について、農地中間管理機構（長野県農業開発公社）が農地を貸したい人（出し手）から借受けて、農地を借りたい人（受け手）に対して貸付ける事業となり、農地の借受けを希望される方は、事前に中間管理機構へ「借受者番号発行」の申請手続きが必要となります。

※相談窓口は、農業振興課農業振興係

※申請から市町村公告（手続きの完了）まで、おおよそ3か月かかります。



雪害について

昨年12月の湿った雪により、町内のぶどう棚が倒壊する被害が発生しました。被害にあわれた農家の方々に、お見舞い申し上げます。



山ノ内町農業委員会

あとがき

令和7年は「巳年（へび）年」です。日本ではへび信仰があります。古くから農業の守り神とし、田畑の害獣を駆除してくれるため「へびがいると豊作」と言われてきました。また、弁財天の使いとされ、商売繁盛の象徴とも言われています。年の初めの『心もち』。農業を取り巻く環境は厳しくとも、へびのようなしなやかさで、変化する環境に柔軟に対応し、前に進んで行くとともに、脱皮を繰り返し成長するように「新たな自分に生まれ変わる」そんな年にしていきたいものです。

白鳥金次 農業委員